

SSWの対応：学校に必要なこと

- コンフリクトマネジメント
 - ・ 対立構造に注目（パワーバランスをとる）
 - ・ いじめている方にもケアを
 - ・ 教師集団にも注目
 - 教師間でのブレスト、グループワーク
- 学校にチーム対応を作る
- 地域や保護者との協働を作る
 - 例) 保護者会の開催
 - 学校に第三者入れる

35

首長部局や関係機関との 連携のポイント

- 限界を明らかにすること
- メンバー全員が全体像をつかむこと
- 自分がどこを担っているのか明確化

36

子どもの福祉課題に対する政策の限界

- 身近な生活圏ではない児童相談所、措置を中心にした施策展開

児相

- 児童相談所は担当エリアが広域、児童福祉司の配置割合は、人口4~7万人に1人。
- 児童福祉施設に措置されるのは児童相談所相談件数の10%
⇒子どもや家族、学校にとって特別な対象であり、身近ではない。

37

子どもの福祉課題に対する政策の限界

市町村

- 市町村においての児童相談を法律に明記されたのが2004年の法改正。相談に携わる職員の実態は、法規定はなく、児童福祉司と同様の資格を有するもの9.9%、社会福祉士3.5%。職員の62.4%が兼務(厚生労働省2010)。
- 複数配置されていない、SVがない実態。

38

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)について

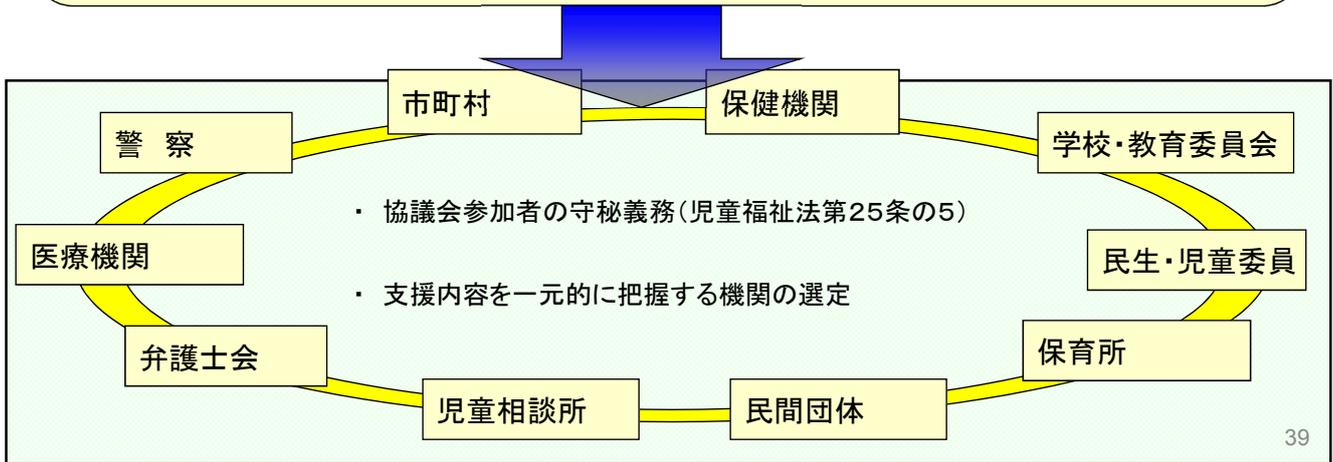
果たすべき機能

要保護児童等(要支援児童や妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

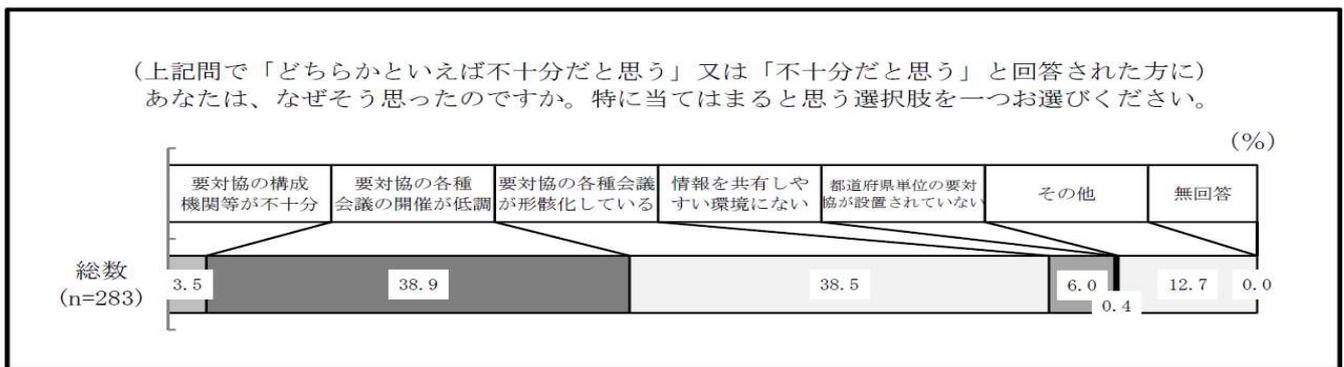
であり、市町村(場合によっては都道府県)が、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



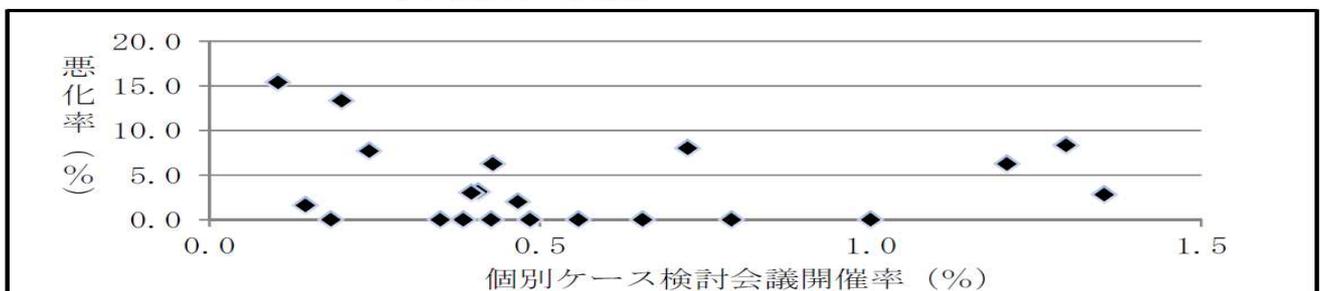
B) 要保護児童対策協議会: 連携の実態

図表3-(4)-⑤ 要対協における連携が不十分な理由 (児童福祉司)



(注) 当省の意識等調査結果による。 総務省(2010)児童虐待の防止等に関する意識等調査

図表3-(4)-⑦ 悪化率と個別ケース検討会議開催率との相関 (平成21年度)



(注) 当省の調査結果による。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000142665

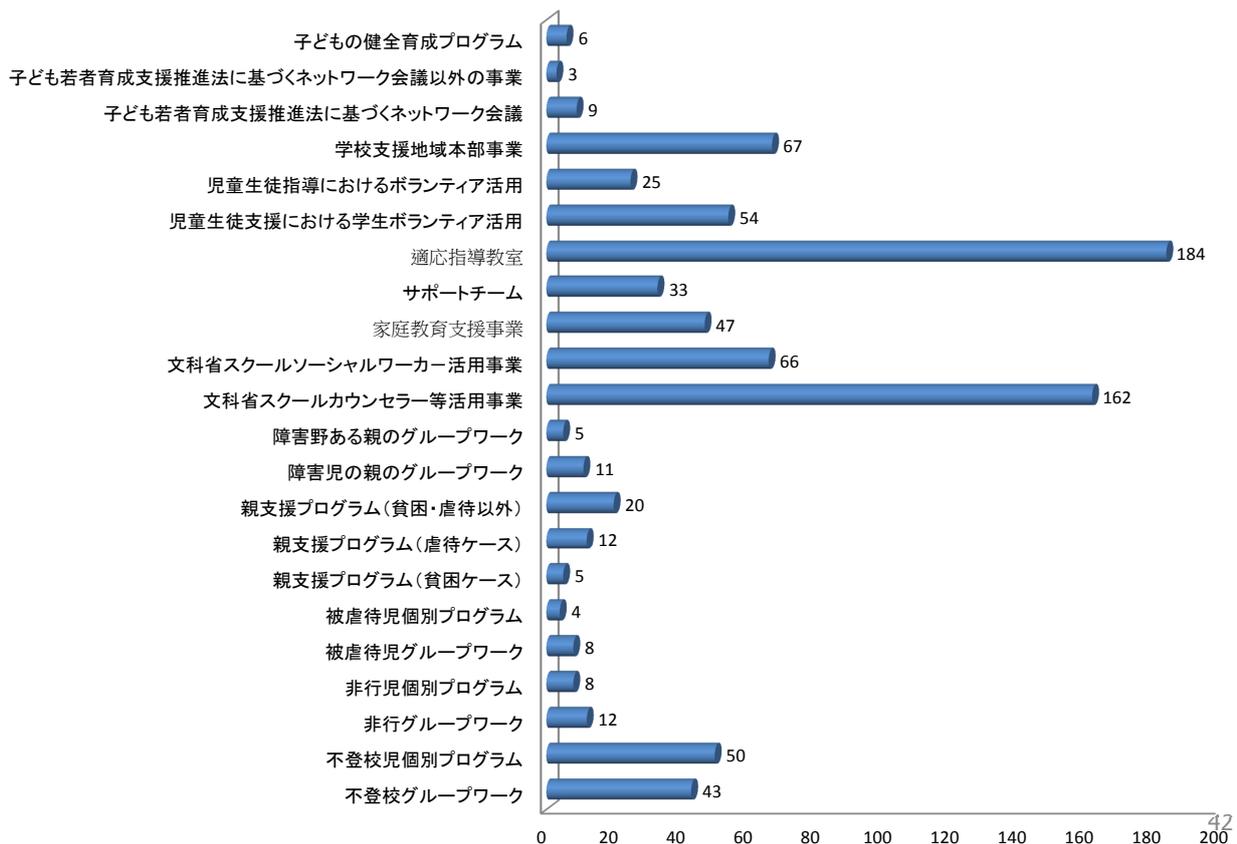
登録ケースの実際

表8-1 ケースの登録数

(平成22年6月末日時点)

	都道府県					指定都市	合計	参考 (平成21年6月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村				
地域協議会設置数 (平成22年4月1日)	64	206	507	710	164	22	1,673	1,663	
要保護児童ケース	数	13,057	24,246	22,521	6,174	368	13,813	80,179	75,378
	%	83.0%	69.2%	72.6%	67.8%	67.8%	66.7%	71.5%	74.4%
1地域協議会あたりの 要保護児童ケース登録数	数	204.0	117.7	44.4	8.7	2.2	627.9	47.9	45.3
うち児童虐待	数	10,197	16,030	12,278	4,104	170	10,453	53,232	48,128
	%	64.8%	45.7%	39.6%	45.0%	31.3%	50.5%	47.5%	47.5%
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	159.3	77.8	24.2	5.8	1.0	475.1	31.8	28.9
うち非行	数	114	519	653	162	9	174	1,631	1,355
	%	0.7%	1.5%	2.1%	1.8%	1.7%	0.8%	1.5%	1.3%
1地域協議会あたりの 非行ケース登録数	数	1.8	2.5	1.3	0.2	0.1	7.9	1.0	0.8
うち不登校・いじめ	数	319	1,038	1,474	420	48	599	3,898	3,853
	%	2.0%	3.0%	4.8%	4.6%	8.8%	2.9%	3.5%	3.8%
1地域協議会あたりの 不登校・いじめケース登録数	数	5.0	5.0	2.9	0.6	0.3	27.2	2.3	2.3
その他	数	2,427	6,659	8,116	1,488	141	2,587	21,418	22,042
	%	15.4%	19.0%	26.2%	16.3%	26.0%	12.5%	19.1%	21.8%
1地域協議会あたりの その他ケース登録数	数	37.9	32.3	16.0	2.1	0.9	117.6	12.8	13.3
要支援ケース	数	2,624	10,545	8,112	2,860	167	6,795	31,103	24,946
	%	16.7%	30.1%	26.2%	31.4%	30.8%	32.8%	27.7%	24.6%
1地域協議会あたりの 要支援ケース登録数	数	41.0	51.2	16.0	4.0	1.0	308.9	18.6	15.0
特定妊婦ケース	数	57	258	373	76	8	103	875	994
	%	0.4%	0.7%	1.2%	0.8%	1.5%	0.5%	0.8%	1.0%
1地域協議会あたりの 特定妊婦ケース登録数	数	0.9	1.3	0.7	0.1	0.0	4.7	0.5	0.6
合計	数	15,738	35,049	31,006	9,110	543	20,711	112,157	101,318
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

要対協で活用しているプログラム(山野ほか2012)



C内閣府

子ども・若者育成支援推進法について

H22.4.1施行

背景

- 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など子ども・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割りの対応では限界

趣旨・目的

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
- 国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
- 学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

子ども・若者育成支援施策を推進するための枠組みづくり

〔国〕

〔地方公共団体〕

子ども・若者育成支援推進大綱

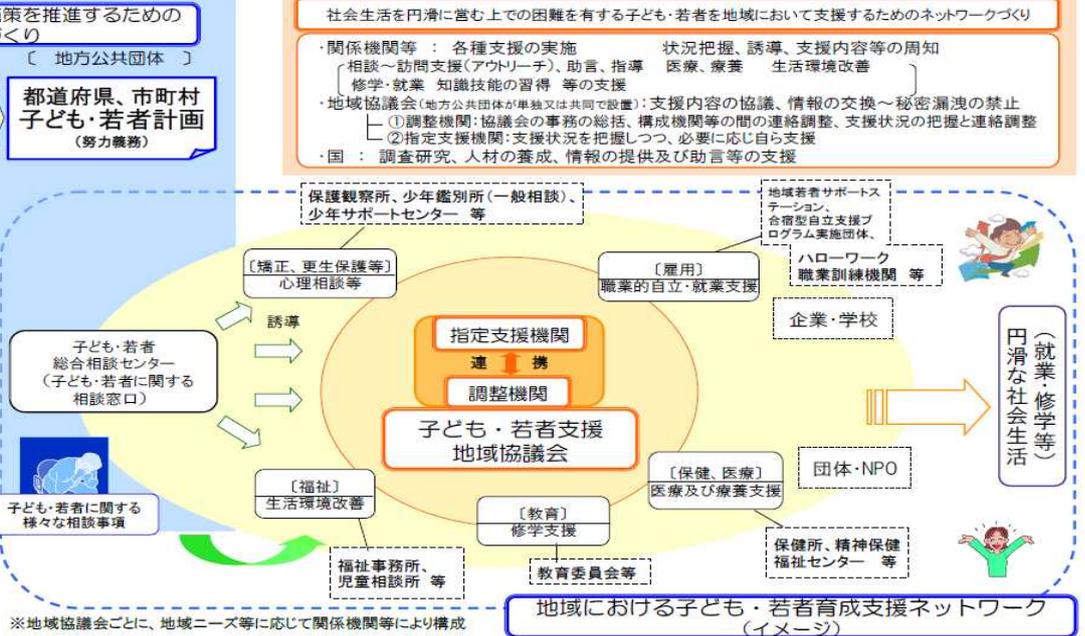
都道府県、市町村 子ども・若者計画 (努力義務)

策定

子ども・若者育成支援推進本部 (本部長:総理)

基本理念

- 国の基本的な施策等
- 各関連分野における施策の総合的な実施
- 国民の理解の増進等 (国民運動の展開)
- 社会環境の整備
- 子ども・若者総合相談センターの体制確保
- 年次報告の作成公表

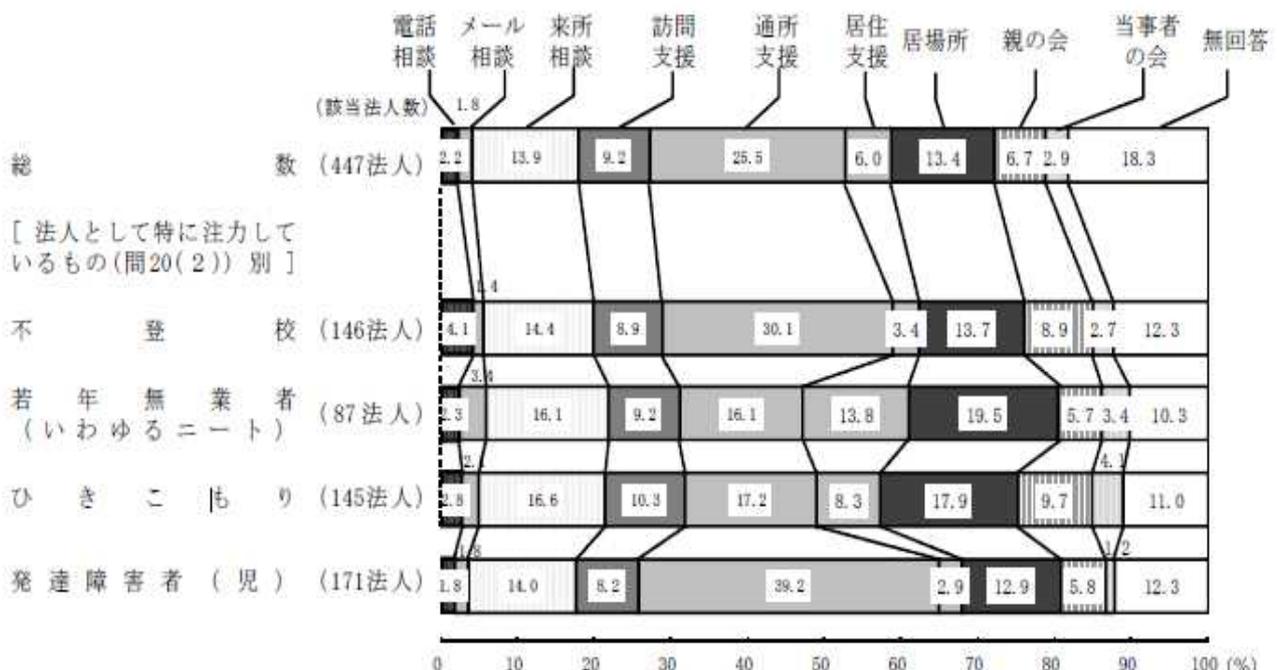


内閣府「青少年育成」のホームページ <http://www8.cao.go.jp/youth/index.html>

C) 困難を有する子ども・若者の支援者調査 447法人(62.6%回収率)、1064人回答

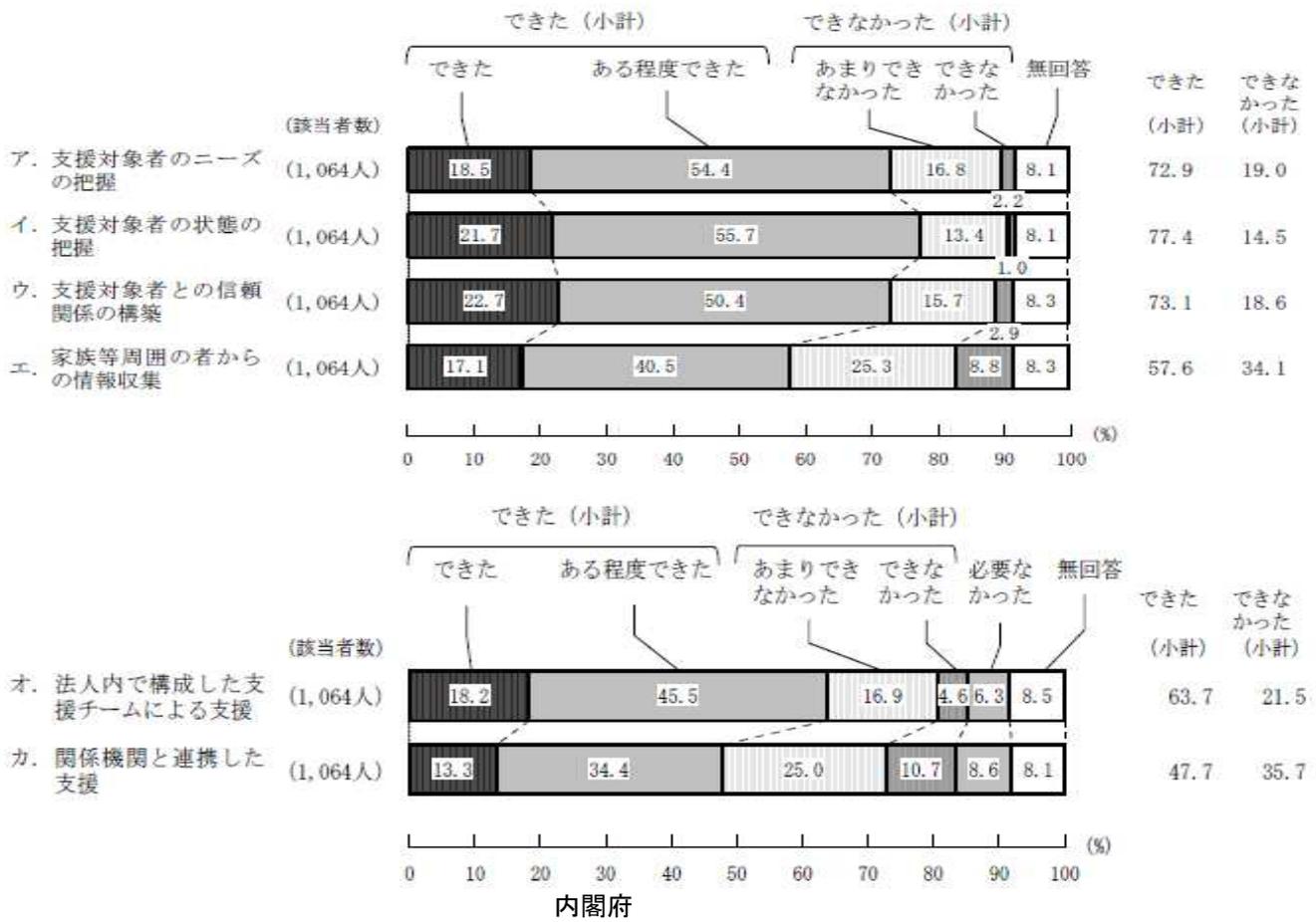
【提供している支援方法】

最も成果を上げているもの(法人として特に注力している支援対象別)



【支援内容に対する評価】

支援実施期間を振り返っての自己評価（支援上で最も大変だったケース）



家庭教育支援との協働例

家庭教育支援チームの取組事例⑤

課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組みづくり

◆スクールソーシャルワーカーを中心に中学校区で見守るネットワーク
(大阪府茨木市教育委員会学校教育推進課)

【体制】

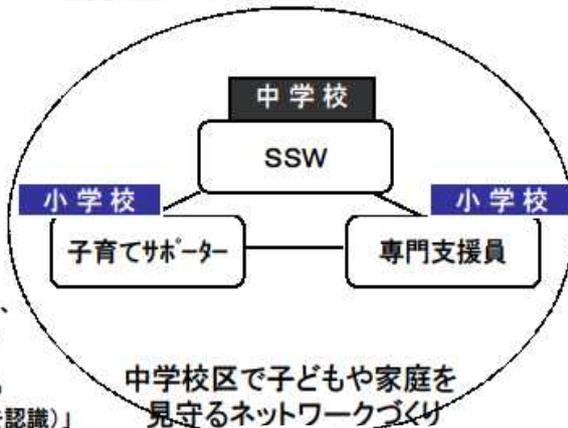
○小学校に教員免許を持つ専門支援員やサポーター、中学校にSSWを配置し、中学校区で子どもや家庭を見守る体制を構築。

【取組概要】

- 専門支援員等は週3日学校常駐し、校長や教職員との打合せに基づき、いじめ、不登校非行、虐待等の課題を共有し、家庭訪問し相談に応じる。
- 必要な場合は、訪問後に教職員とケース会議を開き、さらに必要な場合には、スクールソーシャルワーカーやコミュニティソーシャルワーカー、民生委員等を交えた「ケース会議」を開催し、対応を検討。

【成果】

- ※市域全体の長期欠席児童生徒の減少や、朝食を毎日食べる児童の割合の増加
- ※配置型のため、多くのSSWが、校内の生徒指導委員会、不登校対策委員会、学年会議等に参加し子どもたちの実態を把握するとともに、教職員との信頼関係のもとに活動が行えている。
- ※家庭教育支援の効果としては、「保護者→自信を取り戻し、子育てに前向きになった」、「子ども→落ち着きを取り戻し、前向きに学習に取り組みだした」、「学校→保護者へのアプローチ方を確立できた(家庭教育を支援する観点の必要性の再確認、地域の人材や活動との連携の有用性を認識)」



文科省配布資料から

家庭教育支援チームの取組事例④

課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組みづくり

◆地域人材からスクールソーシャルワーカーに！
 ～スクールソーシャルワーカーがリーダーの家庭教育支援チーム～
 (和歌山県湯浅町家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」)

【経 緯】

スーパーバイザーの指導のもと、子どもや家庭の支援に経験豊富な元保育所長が、研修を受けてスクールソーシャルワーカー(SSW)となり、このSSWをリーダーとした家庭教育支援チームを結成。

【構 成 員】

子育てサポーターリーダー、SSW、元教職員、民生児童委員、保育士、保健師等

【活動内容】

○就学前の幼児、小・中学生をもつ保護者向け情報誌を毎月発行。
 町内を3地域に分け、小・中学生の全家庭を訪問し、早期対応。

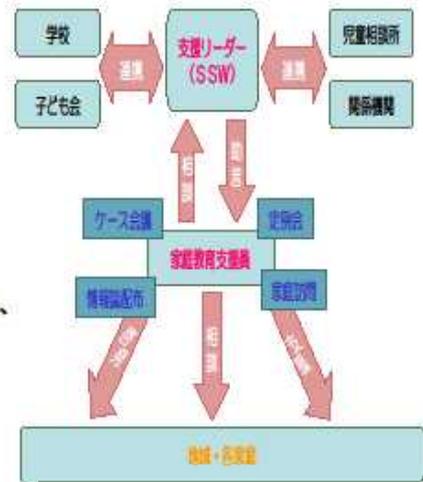
○保護者や学校からの相談に対して、学校・教育委員会・支援チームなどでケース会議を行い、効果的な支援方を検討。

【効 果】

※SSWや支援チーム員が学校と保護者のパイプ役として大きな役割を果たし、家庭訪問の際、学校での子どもの様子を保護者にさりげなく伝えることで、保護者の学校に対する理解が進み、信頼関係も築けるようになってきた。

※学校にとっても、子どもの家庭内での様子を知ることができ、生徒指導上の課題解決にもつながっている。

SSWと家庭教育支援員



文科省配布資料から

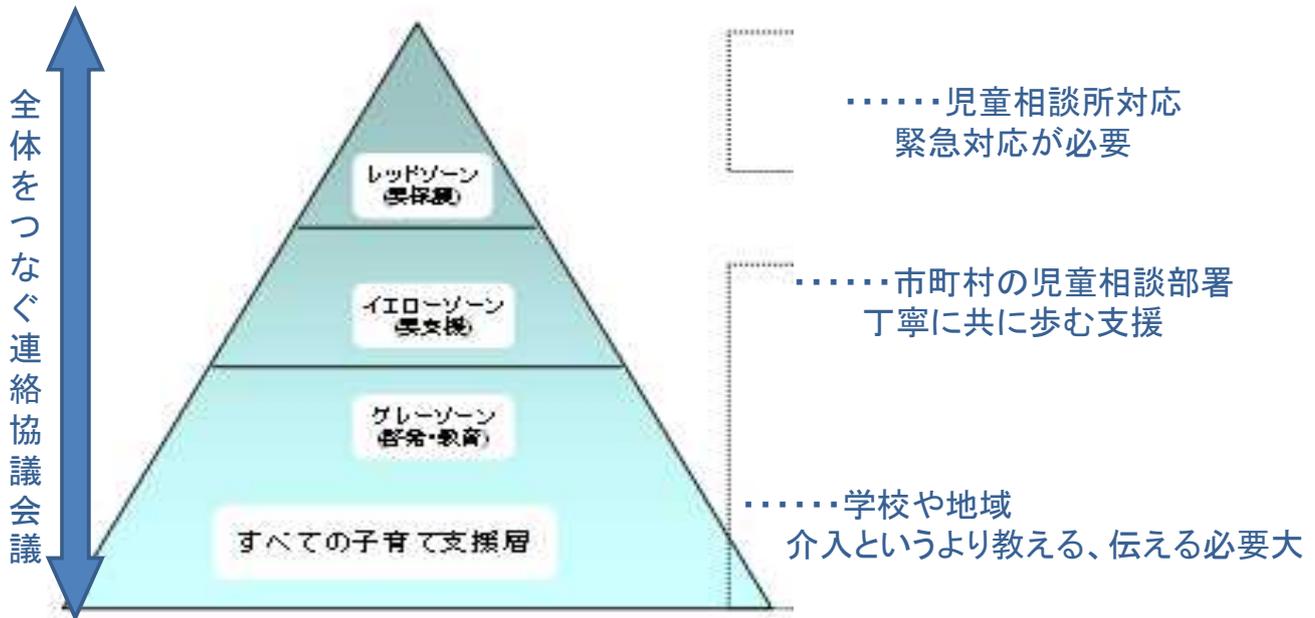
連携システムの課題：学校から切れる仕組み作り(ヨコとタテ)が必要

間接支援

		発達に課題のある子どもたちへの支援フロー									
		0歳		2歳		3歳	5歳	6歳	15歳		18歳
病院	妊婦検診 出産 保健指導			精密検査							
保健所			乳幼児健診								
市町村福祉(家庭児童相談室)			幼児教室								
幼稚園					幼稚園入園						
保育所					保育所入所						
通園施設					通園施設利用						
教育委員会							就学指導相談				
学校								小学校 特別支援学級 特別支援学校			
発達障害者支援C			相談指導								
ハローワーク											
障害者就業・生活支援C											

定例でこのタテのメンバーで検討会議が開かれている所が多い。しかし、学校へ行くと...

扱う対象領域と 自分たちの位置を認識した連携



重要ポイント

- 全体のなかで自身や自身の機関がどこを担っているかわかること
- すべての子どもたちへの支援（予防や発見領域）と個別支援の必要な事例への支援と2つの領域への視点が必要
- 全体をつなぐ連携会議や連絡会議が必要（間接支援であり組織化）
- 法的にも子どもの貧困対策法、子ども若者育成支援推進法、いじめ防止対策推進法、生活困窮者自立支援法、そして家庭教育支援、児童福祉等をうまく共有、活用して包括的な仕組作りが必要。

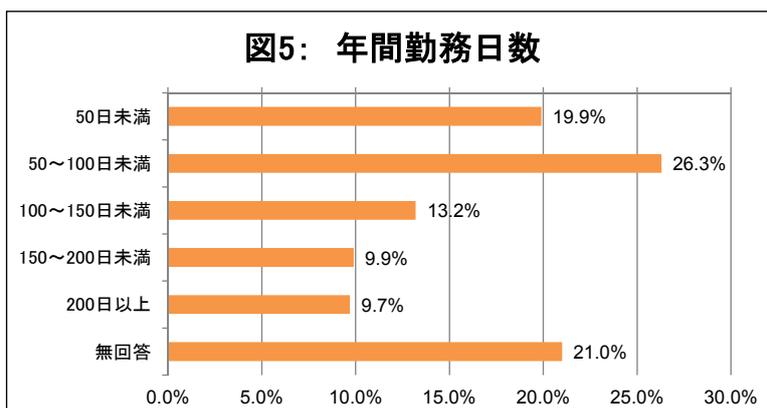
SSWから見える機関連携と地域連携の効果と実態(課題)

51

1. 全国調査 1-2. スクールソーシャルワーカーの実態

本研究は、まず全国のSSWerの実践の実態を把握すること、そしてその実践がどの程度効果につながっているのかを把握することを目的とする。調査は、2012年2月から5月にかけて、SSWer活用事業を実施している155自治体の教育委員会担当者とSSWerを対象として実施し、108の自治体と372名のSSWerから回答を得た。ここではまず、SSWerを対象に実施した調査結果を示す。

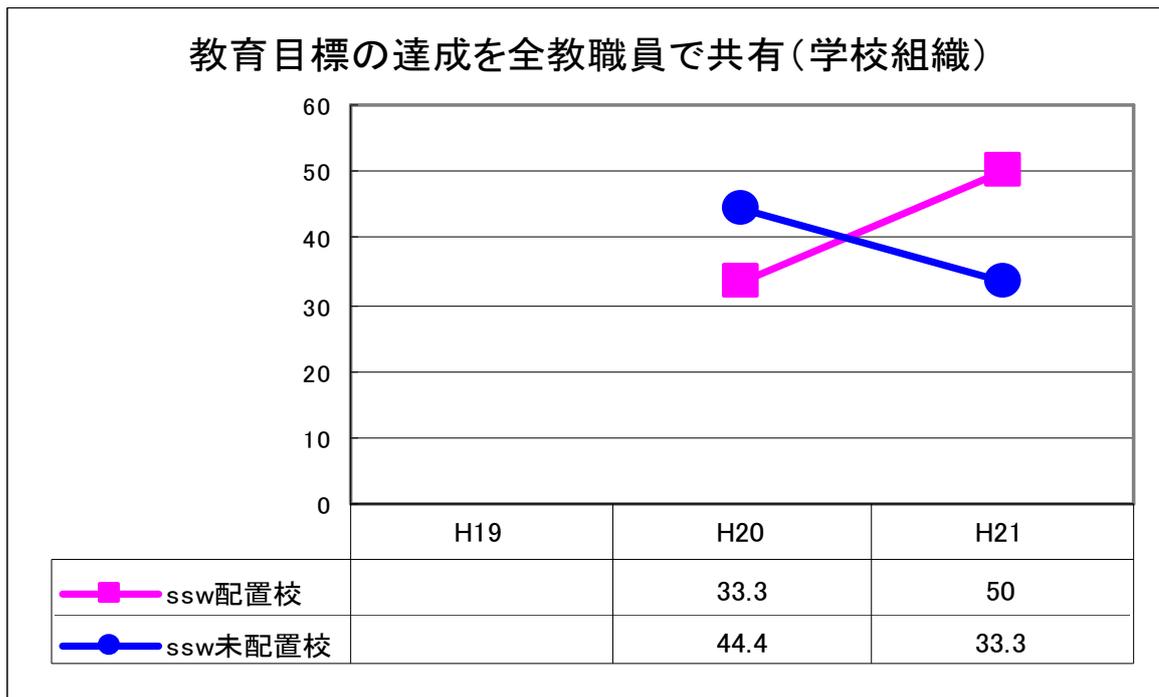
< SSWer の活動状況・実態 >



勤務日数は、50日から100日未満が最も多く(26.3%)、次が50日未満(19.9%)と週2日未満が多い。

52

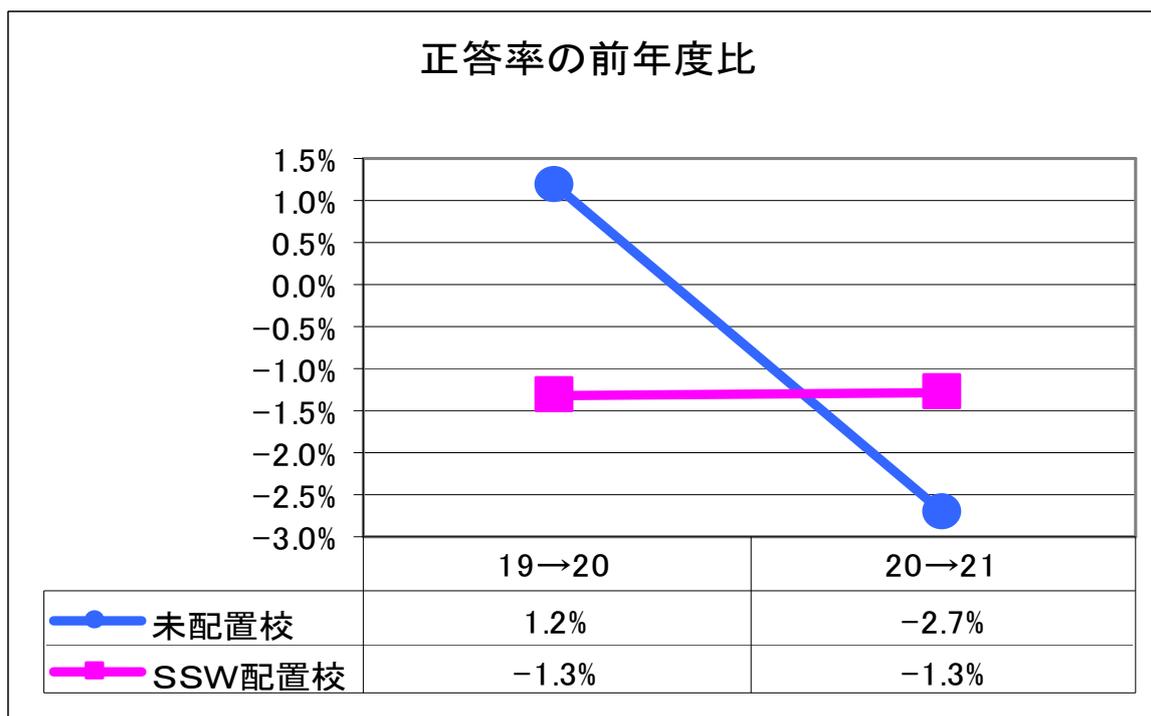
効果;教員の共有する力



(加藤拓作成「学校SW学会発表資料より」(2010))

効果;学力向上への貢献

(保護者と学校をつなぐことによるもの)



(加藤拓作成「学校SW学会発表資料より」(2010))

1. 全国調査

1-3. 「スクールソーシャルワーカー配置プログラム」: 効果と関連する実践

スクールソーシャルワーカー配置プログラムは、(1) 教育委員会担当者による事業設計(組織計画)、(2) スクールソーシャルワーカーの実践活動(サービス利用計画)、(3) それらのもたらす効果(インパクト) の3つから構成されている。

ここではまず、(1) ~ (3) それぞれの内容を詳細に列記した後、(1) と (2) が (3) にどのように関連しているかを示す。

インパクトに影響のあったものに♥♦♣♠をつけている。どのインパクトに影響したかについては次項(3)に反映させた。

(1) 教育委員会担当者による事業設計 (組織計画)

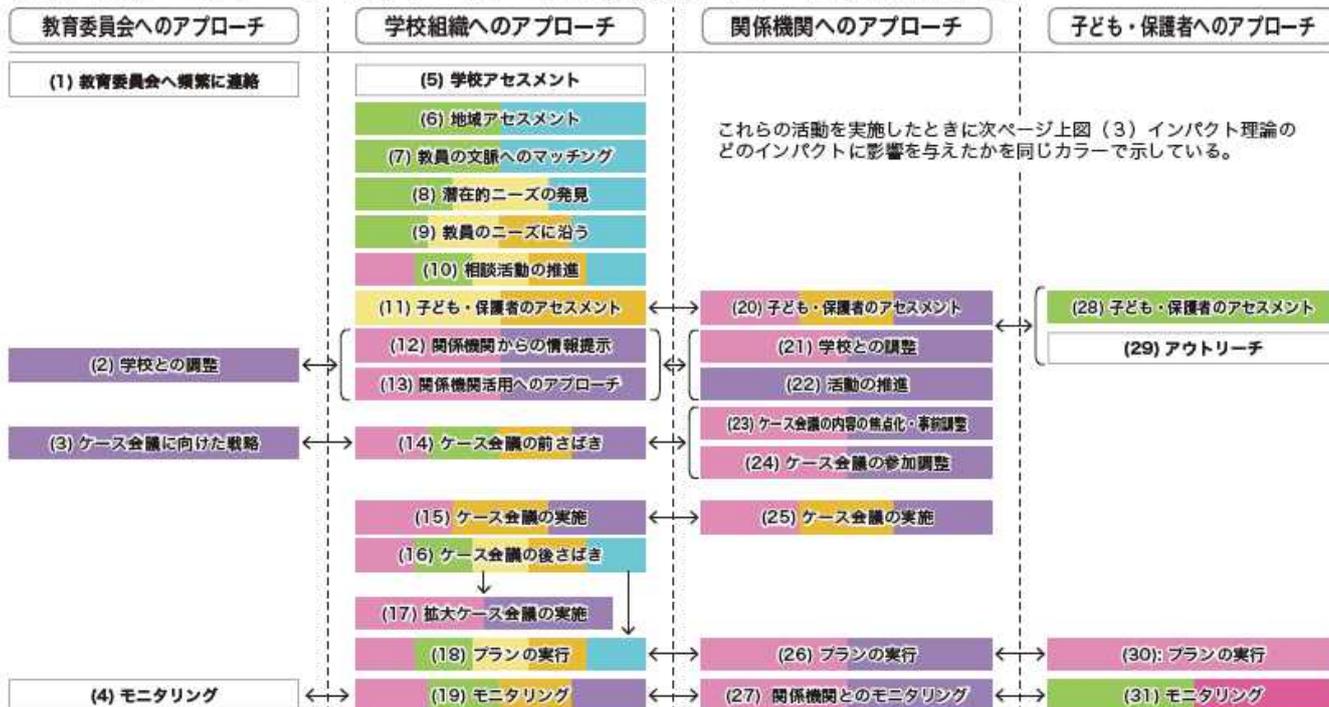


※プログラム理論における「組織計画」にあたり、資源、設備、人材等をいかに組織・運営すればサービス提供が円滑に行われるのかについて明確にしたもの。

5

全国調査 「スクールソーシャルワーカー配置プログラム」: 効果と関連する実践

(2) スクールソーシャルワーカーの実践活動 (サービス利用計画)

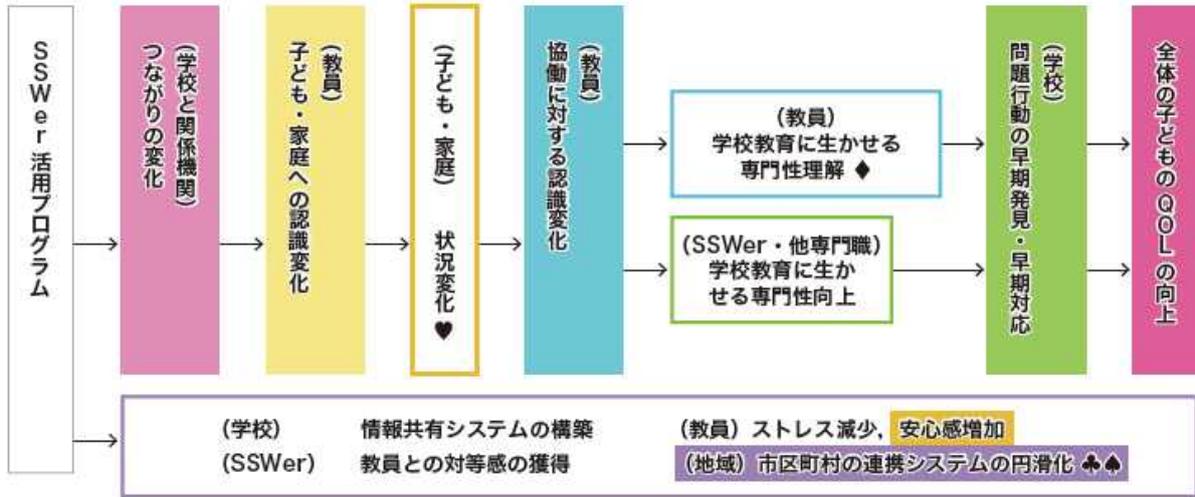


※プログラム理論においては「サービス利用計画」にあたり、どんな順序でどのように提供するかにについて明確にしたもの。

(3) インパクト理論

(1) (2) を行うことで生じた変化を示している。

- ・以下の項目にある♥♦♣♠印は、前頁(1)教育委員会の組織計画との関連があったものを示している。
- ・以下の項目のカラーは、前頁(2)SSWerの実践プロセスの同じカラーとの関連があったものを示している。



※プログラム理論における「インパクト理論」にあたり、プログラムによって生じる変化のプロセスと、結果として期待される改善状況(ゴール)を明確にしたもの。

サービス利用計画のプログラム実施度 × 教委インパクト (12-1月) (* P<.01 ** P<.05)

相関係数が0.2以上のものを残し、0.4以上のものに網掛けをしている。A1-H7は各回答を1-5点のアンカーポイントに変換した。インパクトは実数回答を変換することなく分析した。

SW実践効果

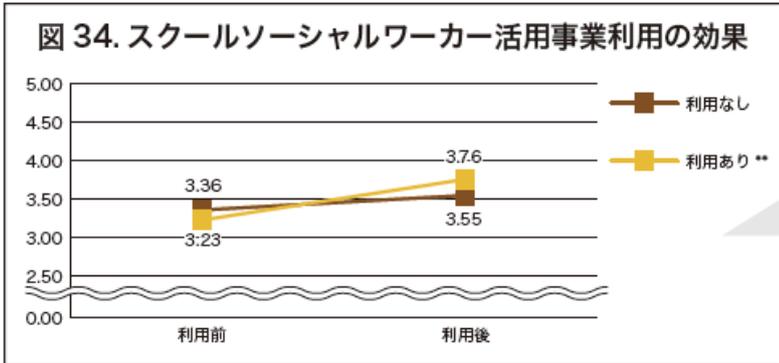
		平均値	SD	不登校	いじめ	児童虐待	家庭環境	教職員との関係	心身	発達障害	連携した	連携した
				解決・好転	解決・好転	解決・好転	解決・好転	解決・好転	解決・好転	関係機関等	校内の教職員等	
				4.54	0.43	0.60	2.71	0.43	1.43	2.11	32.00	113.43
				9.83	2.20	1.06	6.19	1.07	4.83	5.25	116.75	287.44
学校組織へのアプローチ	学校アセスメント (様々な資源を活用して学校の状況を把握する)	3.35	1.42			.209*					.265**	
	潜在的ニーズの発見	3.25	1.42	.203*	.291**	.392**	.266**	.290**	.265**	.357**	.395**	.335**
	戦略を立てる	2.76	1.46		.232**	.420**	.294**	.272**	.340**	.389**	.408**	.293**
	教員のニーズに沿う	3.41	1.43		.270**	.283**		.236**	.222**	.249**	.278**	.227**
	相談活動の推進	3.06	1.41	.307**		.301**	.262**	.309**	.309**	.317**	.264**	.276**
	子ども・保護者の共同アセスメント	3.59	1.38	.234**								
	関係機関と学校の仲介	3.54	1.56						.292**		.228**	
	ケース会議実施前の活動	3.04	1.60						.262**		.215**	
	ケース会議の実施 (インタビュー、情報収集・整理)	3.29	1.62						.236**		.189*	
	ケース会議ではない場面によるケース会議実施後の活動	2.53	1.37						.247**		.267**	
教育委員会へのアプローチ	プランの実行	2.22	1.05	.305**								
	モニタリング	2.87	1.52			.240**			.231**	.213*	.319**	
関係機関・関係者・地域へのアプローチ	教育委員会担当者へ定期的に報告・連絡・相談、学校との調整	2.41	1.40		-.291**	-.224**		-.200*				-.217**
	ケース会議に向けた戦略	2.27	1.43		-.250**			-.254**				
子ども・保護者へのアプローチ	関係機関・関係者・地域への基本情報共有	2.84	1.53						.225**			
	子ども・保護者のアセスメント	2.67	1.62	.213*					.272**		.251**	
SSWerとしての基本的な姿勢	ケース会議実施前の活動	2.56	1.61									
	クライアントに対してSSWerとしての基本的な姿勢を持っているか	4.55	1.01	.236**								
SSWerのマクロアプローチ	面談において、以下の点を実施しているか	4.32	1.22	.296**								
	子ども・保護者との戦略的協議	2.54	1.56		-.250**			-.225**				-.228**
	管理職・SSWer担当教員との戦略的協議	2.16	1.33			.238**					.299**	
	自己評価	2.05	1.33								.317**	

* -は、データ数が極端に少ないなどあり、引き続き精査を行う予定である。

サービス活用することでの変化：「関係機関の対応」について

プログラムを利用した効果についての評価項目を因子分析によって5因子にわけ、それぞれの評価因子ごとに効果の見られたプログラムを明らかにした。

評価因子の構造
1. 関係機関の対応
2. 保護者との関係性
3. 子どもの状況
4. 子どもからの発話状況
5. 子どもの通学状況



4つの評価因子のうち、サービスの利用有無で有意差があったのは「関係機関の対応」と「子どもの通学状況」のみであった。前者はスクールソーシャルワーカー活用事業、後者は適応指導教室であった。つまりSSWに関して言及すると、SSWerは要保護児童対策地域協議会での検討事例において、関係機関の対応（ケース会議の実施や参加、他機関との連絡など）を広げる働きをしていた。

課題

- SSWは学校を拠点に首長部局や関係機関そして地域に広げる役割で効果が実証されている
→人材・力量不足と受け皿不足
(子どもの貧困対策検討会議で議論)
- 地域と学校や首長部局、関係機関との連携をシステム化するには守秘義務の壁が大きい
→お互いの機能を知ること、法的根拠が必要

全数把握可能な学校、CSに期待できる、 プラットフォーム化を

- 学校に①キャッチできる、②様々な資源を活用して丁寧に情報提供できる仕組みを作る、③教員の認識を作る(教員免許科目に) =SSWの可能性

- 情報が共有できる法的根拠が必要(児童虐待の例)

⇒全校が無理でも中学校区に1システム

=学校の地域ベースのプラットフォーム化

(学校に子どもたちの居場所、地域活動、専門支援が共存)

→西成高校のとなりカフェ、湯浅町、各CSの取り組みなど

- 原田正文・山野則子ほか(2004)「児童虐待発生要因の構造分析と地域における効果的予防法の開発」平成15年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究所保護事業)報告書.
- 九社連児童養護施設協議会(2013)「平成23年度・24年度自立支援の実態報告書」.
- 高橋重宏ほか(2004)「児童虐待防止に効果的なセーフティネットのあり方に関する研究」『平成15年度厚生科学研究(子ども家庭総合研究所保護事業)報告書』
- 高橋重弘ほか(2011)「児童福祉司の専門性に関する研究」子ども総研.
- 山野則子ほか(1998)「生活保護家庭における児童問題へのアプローチ—問題発見の指標作りをめざして—」大阪市立大学児童家族相談所紀要第14号, 61-70.
- 山野則子・山縣文治(1999)「子どもの相談援助システム構築の必要性と課題」大阪市立大学生活科学部紀要第47巻.
- 山野則子(2006)「子ども家庭相談体制におけるスクールソーシャルワークの構築～教育行政とのコラボレーション～」ソーシャルワーク研究第32巻2号.
- 山野則子(2005)「育児負担感と不適切な養育の関連に関する構造」原田正文『平成16年度厚生科学研究(子ども家庭総合研究所保護事業)報告書』
- 山野則子(2007)「日本におけるスクールソーシャルワーク構築の課題—実証的データから福祉の固有性の探索」学校ソーシャルワーク研究創刊号, 日本学校ソーシャルワーク学会, 67-78.
- 山野則子・峯本耕治(2007)「スクールソーシャルワークの可能性」ミネルヴァ.
- 金澤ますみ(2008)「第4回研究会」山野則子『日本におけるスクールソーシャルワークの実証的研究～福祉の固有性の探究』平成19年度文部科学研究.
- 山野則子(2009)「子ども虐待を防ぐ市町村児童虐待防止ネットワークとソーシャルワーク」明石書店.
- 山野則子(2014a)「エビデンス・ベースト・スクールソーシャルワーク報告書」
- 山野則子(2014b)「高等学校等定着支援事業における事業評価研究」